

厚生労働省業務継続計画

～新型インフルエンザ等対策編～

(第3版)

令和7年4月

厚生労働省

目次

第1章	はじめに	3
1.1	本業務継続計画の目的	3
1.2	「厚生労働省業務継続計画～首都直下地震編～」との関係	4
1.3	本業務継続計画の適用範囲	4
1.4	実施体制	4
1.4.1	平時の体制	4
1.4.2	新型インフルエンザ等発生時の体制	4
第2章	業務継続計画策定の前提となる被害状況の想定	5
2.1	被害状況の予測	5
第3章	業務継続計画の基本的考え方	5
3.1	業務継続の基本方針	5
3.1.1	厚生労働省に求められる役割	5
3.1.2	事業継続の基本方針	6
3.1.3	時期区分別の目標設定	7
第4章	業務の仕分け	7
4.1	強化・拡充業務	7
4.1.1	実施体制	7
4.1.2	情報収集・分析	7
4.1.3	サーベイランス	7
4.1.4	情報提供・共有、リスクコミュニケーション	8
4.1.5	水際対策	8
4.1.6	まん延防止	8
4.1.7	ワクチン	9
4.1.8	医療	9
4.1.9	治療薬・治療法及び物資	9
4.1.10	検査	10
4.1.11	保健	10
4.1.12	国民生活及び国民経済の安定の確保	10
4.1.13	その他	11
4.2	一般継続業務	11
4.2.1	医療・保健	11
4.2.2	生活衛生	11
4.2.3	麻薬等の取締り	12
4.2.4	社会福祉・社会保険関連業務	12
4.2.5	労働・雇用	12
4.2.6	組織体制維持に必要な業務	12
4.3	縮小業務	13

4.3.1	中長期的な業務.....	13
4.3.2	需要減少等により縮小する業務.....	13
4.4	中断業務	14
第5章	業務継続のための執務体制.....	19
5.1	新型インフルエンザ等発生時の執務体制	19
5.1.1	指揮命令系統の確保	19
5.1.2	初動期から対応期の体制	19
5.1.3	他府省庁からの応援職員	19
5.1.4	発生時の人事制度	19
5.2	人員計画等の作成	20
5.2.1	継続業務に必要な職員の抽出	20
5.3	出勤可否の確認と人員計画の運用	23
5.3.1	安否確認	23
5.3.2	人員計画の運用.....	23
5.3.3	通常の執務体制への復帰	23
5.3.4	人員計画の円滑な実施.....	24
第6章	業務継続のための執務環境の確保	27
6.1	庁舎・設備.....	27
6.2	通信.....	28
6.2.1	電話設備	28
6.2.2	厚生労働省総合情報ネットワークシステム.....	28
6.3	診療所	28
第7章	感染対策の徹底.....	29
7.1	入館管理	29
7.2	庁舎内の感染防止策.....	30
7.2.1	職場で発症者が出た場合の措置.....	31
第8章	業務継続計画の実施.....	32
8.1	業務継続計画の発動.....	32
8.2	業務の縮小又は中断等の実施	32
8.3	状況に応じた対応	33
8.4	通常体制への復帰	33
第9章	業務継続計画の公表、教育・訓練、見直し	34
9.1	公表・周知	34
9.2	教育・訓練.....	34
9.3	見直し	34

第1章 はじめに

1.1 本業務継続計画の目的

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。また、既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルス等が出現すれば、パンデミックになることが懸念される。さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の高さから社会的に影響が大きいものが発生する可能性がある。このため、これらの感染症等の発生時においては、感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護するとともに国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小となるようにすることが必要であり、国家の危機管理として対応する必要がある。

そのために、政府の各部門においては、新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）第 2 条第 1 号の「新型インフルエンザ等」をいう。以下同じ。）の新型インフルエンザ等発生時においても、適切な意思決定に基づき、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（令和 6 年 7 月 2 日閣議決定。以下「政府行動計画」という。）で取り組むこととされている業務であって、新型インフルエンザ等の発生により新たに発生し、又は業務量が増加するもの（以下「強化・拡充業務」という。）を優先的に実施するとともに、最低限の国民生活の維持等に必要な業務であって、一定期間、縮小又は中断することにより国民生活、経済活動や国家の基本的機能に重大な影響を与えることから、対応期であっても業務量を大幅に縮小することが困難なもの（以下「一般継続業務」という。）を円滑に継続することが必要であるとともに、関係機関や地方公共団体、国民への情報提供や支援を混乱することなく適切に行うことが求められる。厚生労働省は、政府が行う新型インフルエンザ等対策において、特に医療・公衆衛生分野において中心的な役割を担う。また、このほか、社会保障制度や、社会福祉制度の運営、労働者の働く環境の整備や職業の安定等、国民生活や社会経済に深く関わる分野を所管し、国民生活や社会経済活動を継続する上で重大な責務を負っている。

本計画は、「新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン」（令和 6 年 9 月 27 日内閣官房内閣感染症危機管理統括庁策定。以下「中央省庁業務継続ガイドライン」という。）に基づき、新型インフルエンザ等発生時においても、厚生労働省がその求められる機能を維持し、必要な業務を継続することができるよう、新型インフルエンザ等発生時の社会の状況を想定し、適切な対策を講ずる上で基本となる事項を策定するものである。

なお、本計画の運用に当たっては、実際に発生した新型インフルエンザ等の被害状況や進行状況等に応じて、柔軟に対応していくことを基本とする。

また、新型インフルエンザ等対策に関する論議や社会ニーズ等を踏まえながら、必要に応じて見直し等を行っていくものとする。

1.2 「厚生労働省業務継続計画～首都直下地震編～」との関係

厚生労働省においては、「中央省庁業務継続ガイドライン第3版(首都直下地震対策)」(内閣府(防災担当)作成)に基づき、「厚生労働省業務継続計画～首都直下地震編～」(厚生労働省)として首都直下型地震のリスクに応じた業務継続計画を策定している。本計画は、首都直下型地震に関する計画と共通の目的の下に策定されているが、具体的な業務の実施に当たっても、必要に応じて同計画を参考とし、整合的に運用することとする。

1.3 本業務継続計画の適用範囲

本計画は、厚生労働省内部部局を対象としている。今後、本省内部部局のほか、地方支分部局、施設等機関等及び外局についても、事務所ごとに計画を策定し、相互に整合性を図る。

1.4 実施体制

1.4.1 平時の体制

厚生労働省においては、感染症対応能力を強化するため、厚生労働省組織令(平成12年政令第252号)に基づき健康・生活衛生局に感染症対策部を設置している(令和5年9月1日、内閣感染症危機管理統括庁の設置と同時)。

感染症対策部は、感染症の特性の分析・把握、検査、予防接種、保健所の支援、検疫等について一体的に実施するとともに、感染症危機対応の業務に関する省内の調整を主導する。また、内閣感染症危機管理統括庁と緊密な連携を図るとともに、国立健康危機管理研究機構(令和7年4月1日設立。以下「JIHS」という。)の監督を担い、感染症に関する様々な知見やデータを蓄積する。

感染症対策部の統理は感染症対策部長が行い、感染症対策の省内関係部局の統理は医務技監(内閣感染症危機管理対策官を兼ねる)が行う。

1.4.2 新型インフルエンザ等発生時の体制

新型インフルエンザ等発生時においては、政府対策本部の設置に加えて、厚生労働省内の関係部局の横断的な連携を図り、省を挙げて感染症危機に対応するため、「新型インフルエンザ等感染症等に対応するための厚生労働省対策本部の設置等に関する規程」(令和5年9月1日厚生労働省大臣伺い定め)に基づき厚生労働大臣を本部長とする厚生労働省対策本部を設置することとしている。

厚生労働省対策本部における本部長代理は副大臣及び大臣政務官、副本部長は事

務次官、厚生労働審議官及び医務技監とする。また、厚生労働省対策本部を補佐するため、医務技監を幹事長とする幹事会及び健康・生活衛生局感染症対策部長を事務局長とする事務局を置く。

対応の中核となる感染症対策部では、部内外からの応援職員の招集により体制構築を迅速に行う。また、内閣感染症危機管理統括庁とより緊密な連携を図るとともに、JIHS から必要な科学的知見を収集し、平時からの経験やデータの蓄積に基づく有効な感染症対応を組織的な指示系統のもと実施する。

第2章 業務継続計画策定の前提となる被害状況の想定

2.1 被害状況の予測

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータ等を参考とした場合、以下のような影響が一つの例として想定される。

国民の 25%が、地域ごとに流行期間(約 8 週間)の中でピークを作りながら順次罹患する。罹患者は 1 週間から 10 日間程度罹患し、欠勤。罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し(免疫を得て)、職場に復帰する。

ピーク時(約 2 週間¹)に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって 5 %程度と考えられるが、従業員自身の罹患のほか、家族の世話、看護等(学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養等による)のため出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時(約 2 週間)には従業員の最大 40%程度が欠勤するケースが想定される。

第3章 業務継続計画の基本的考え方

3.1 業務継続の基本方針

3.1.1 厚生労働省に求められる役割

厚生労働省は、国民一人一人が、家庭、職場、地域等において、持てる力を発揮し、ともに支え合いながら、健やかに安心して生涯を送ることができるよう、保健医療政策、社会保障政策、労働政策を通じて、将来にわたる国民生活の質の向上と、社会経済の発展に寄与することをその使命としている。新型インフルエンザ等発生時の各種対策も、このような使命の延長線上にあるといえる。具体的には、新型イ

¹ 米国の国土安全保障会議や労働安全衛生局のガイドライン等において、従業員の欠勤率が最大 40%と想定されていること等を踏まえ、政府行動計画に基づく対策ガイドライン(事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン)に記載されており、参照した。なお、当該水準は目安であり、実際には、業務内容に応じた柔軟な想定が組まれることが重要であり、その際には、新型コロナ対応を経たりリモートワークの普及や感染症による影響の長期化の可能性も踏まえる必要がある。

ンフルエンザ等の脅威をできる限り抑制し、国民の生命と健康を守ることが必要である。また、同時に、国民生活の基盤となる社会保障制度を維持し、労働者の安全と健康を守ることが求められる。なお、厚生労働行政は、厚生労働省のみならず、国民、企業、自治体、関連組織等が連携することによって機能するものであり、各層の理解と協力を得て対策を推進することが必要である。

○国民の生命を守り、健康を維持する

新型インフルエンザ等の国内侵入を防ぐ対策を講じるとともに、国内感染拡大の防止と、適切な医療の提供を行うことで新型インフルエンザ等の流行を遅らせ、その被害を低減させる。同時にその他の医療提供が不可欠な疾患等への対応を継続させる等により、国民の生命・健康を守る。

○国民生活の安全・安心を実現する

社会経済が停滞することが考えられる中で、国民生活の基盤となる社会保障制度を維持し、社会的弱者対策を図るとともに、治安維持に努め、国民に安全な生活を提供する。

3.1.2 事業継続の基本方針

厚生労働省が上記の使命を十分果たすためには、職員の生命及び健康を確保しつつ必要な業務を継続するための万全の対策を講じること、さらには、感染症対策や労働安全衛生を所管する省として、他の機関のモデルとなるような十分な対策を講じることが必要である。このため、新型インフルエンザ等発生時における感染対策を徹底するとともに、不要不急の業務を縮小又は中止することにより業務の絞り込みを徹底して行い、真に必要な業務に資源を集中させることとする。

業務継続の基本的な考え方としては、強化・拡充業務を優先的に実施するほか、一般継続業務を継続できるよう、必要な人員、物資、情報入手体制、相互連携体制等を確保する。

職員への新型インフルエンザ等の感染を防止し、強化・拡充業務及び一般継続業務(以下「発生時継続業務」という。)を実施及び継続するため、国内における新型インフルエンザ等の発生以降、発生時継続業務を担当する職員を含む全職員の感染防止について最大限の配慮を行うとともに、発生時継続業務の実施及び継続が困難となるおそれがあると判断した場合に、発生時継続業務以外の業務を一時的に縮小又は中断し、発生時継続業務に従事する職員が欠けた場合の代替要員として確保する。特に、不特定多数の者が集まる説明会や会議のような感染拡大につながるおそれのある業務については、積極的に中断する。

このほか、新型インフルエンザ等発生時において、特措法の規定に基づき、生活の維持に必要な場合を除き外出自粛の協力要請が行われる可能性があるため、職場

における感染対策やテレワークを行う等、適切な業務継続方法をとる。

3.1.3 時期区分別の目標設定

新型インフルエンザ等は被害が長期間にわたり、また、発生してから終息するまで複数の段階がある。そのため、まずは、時期区分ごとの人員の確保状況や感染状況を想定し、継続や縮小等をすべき業務の水準や程度(目標)を設定する。次いで時期区分に応じ、職場における感染対策、人員体制を整理する。

第4章 業務の仕分け

4.1 強化・拡充業務

厚生労働省における強化・拡充業務については、主に次の業務が該当する。

4.1.1 実施体制

危機管理体制の整備

内閣感染症危機管理統括庁との緊密な連携の下、厚生労働省対策本部の設置等を迅速に行う。また、予め整理をされたサージキャパシティの考え方に基づき、同本部の適切な運営に必要な人員の確保を速やかに行う。

4.1.2 情報収集・分析

情報収集・関係機関との連携

世界保健機関(WHO)、諸外国、地方公共団体、医療機関、JIHS その他関係国際・国内機関と連携して、国内外の新型インフルエンザ等に関する正確な情報をできる限り迅速に収集することが可能となるよう、関係機関との連携を強化する。

4.1.3 サーベイランス

サーベイランスの開始

新型インフルエンザ等発生後、当該ウイルスの特定、患者等のサーベイランス等により、感染の拡大・まん延防止を図ることが不可欠である。当該感染症の原因となるウイルス等の特性の把握ができるよう、速やかに疑似症サーベイランスや積極的疫学調査の実施のほか、当該感染症の患者発生を把握するため自治体における検査実施機関への技術支援等を行い、サーベイランス等の業務を強化する。

4.1.4 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

(1) 情報提供・共有

感染症危機において、情報の錯綜、偏見・差別等の発生、偽・誤情報の流布といったおそれがあることから、内閣感染症危機管理統括庁や JIHS 等と連携して、感染症に関する適切な情報発信に努める。

感染対策、医療対策等を計画通り遂行するためには、国民及び事業者の協力が不可欠である。これら対策の内容及び国民・事業者が取るべき行動について、報道機関等の協力を得つつ適切に情報提供を行う。また、社会・経済機能維持のために、新型インフルエンザ等の流行状況や今後の見通し、国が実施する社会・経済対策、関係機関を通じて得た情報等を報道機関等の協力を得つつ適切に提供する。

新型インフルエンザ等発生時、厚生労働省から国民に向けて迅速かつ正確な情報発信を行う際、報道機関の役割が重要となる。平時から新型インフルエンザ等発生時の取材・報道のあり方について報道機関や関係省庁の広報班等と調整しておく。

また、例えば、広報班等、報道や連絡の窓口を設置するとともに、情報提供・共有が円滑に実施されるよう、国と地方公共団体の相互の情報提供を迅速かつ密接に行う。

(2) リスクコミュニケーションの体制強化

コールセンターの設置や SNS 等による発信や意見の集約といったリスクコミュニケーションの体制強化を行う。

4.1.5 水際対策

水際対策

新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、国内への侵入や感染拡大のスピードを遅らせ、医療提供体制等の確保等の準備のための時間を確保するため、検疫強化等の水際対策を適切に実施する。

その際、帰国者等の停留措置や宿泊施設での待機要請を行う可能性を踏まえ、水際対策に従事する職員の体制を整備する。

4.1.6 まん延防止

感染対策

通常のインフルエンザは学校等、人が集まる場所でまん延しやすく、感染拡大の拠点となりやすい。このため、厚生労働省においては、新型インフルエンザ等対策としても、個人でできる感染対策の徹底を図るほか、社会福祉施設等の対応について、地方公共団体と連携して、その支援、調整等を強化する。

その際、まずは一時的な休止の要請を検討すべき通所型施設と、施設内感染を如何に防止するかが重要となる入所型施設とでは対応が異なることに留意する。ま

た、在宅サービスについても、事業者における感染対策を徹底するよう指導・支援を行う。

4.1.7 ワクチン

ワクチン

新型インフルエンザ等発生時には、ワクチンの研究開発、製造、接種に関する業務を円滑に実施することにより、安全で有効なワクチンの迅速な供給を行う。

また、現在国においては、鳥インフルエンザウイルスから製造したプレパンデミックワクチンを備蓄しており、新型インフルエンザ発生時には、その有効性を速やかに確認する。

4.1.8 医療

医療体制の確保に関する業務

新型インフルエンザ等発生の初動期においては、感染症指定医療機関への入院が実施されるが、対応期においては、協定締結医療機関においても新型インフルエンザ等の患者への対応が必要となる。患者の急増により、新型インフルエンザ等以外の入院患者、外来患者にも多大な影響が出ることが想定され、医療機関での混乱等が想定される中で、医療機関を支援し、様々な調整を行うために新型インフルエンザ等対策に関する医療に関する業務を強化する。

4.1.9 治療薬・治療法及び物資

治療薬・治療法及び物資に関する業務

国・都道府県においては、新型インフルエンザの健康被害を最小化するための治療及び予防薬として、抗インフルエンザウイルス薬を備蓄し、新型インフルエンザ患者の医療に備えている。新型インフルエンザ等発生時には、治療薬・治療法の研究開発を推進するとともに、備蓄している医薬品や迅速診断キット、衛生用品（マスク、消毒液等）等の感染症対策物資等、必要な物資の需給状況の確認、製造や円滑な流通に関わる業務を強化する。

また、新型インフルエンザ等がまん延した場合、新型インフルエンザ等以外の医薬品等の製造、流通や安全対策等も支障が出ることが想定される。限られた人員で適切な医薬品・医療機器、衛生用品等の流通や安全対策を確保するため、通常の医薬品の供給、医療機器の修理・交換、安全対策等も含め、都道府県や医療機関を始めとする関係機関への支援等を強化する。あわせて、国民に対する正しい知識、情報を適切に提供していくものとする。

4.1.10 検査

検査に関する業務

新型インフルエンザ等の発生当初から、検査試薬等の研究開発や検査体制の拡充等を迅速に整備する。また、既存の診断薬・検査機器等の活用の可否を検討し判断するとともに、検査試薬及び検査マニュアルを速やかに地方衛生研究所等や検査等措置協定締結機関等に配布する等の技術的支援を行う。

4.1.11 保健

保健に関する業務

都道府県等の保健所や地方衛生研究所等が適切に積極的疫学調査や検査等の感染症対応業務を実施できるよう、必要な支援を行う。

4.1.12 国民生活及び国民経済の安定の確保

(1) 社会・経済機能の維持

新型インフルエンザ等の流行により、社会・経済が停滞する中で、社会的弱者や、労働基準、安全衛生に関する業務、公衆衛生の維持に努め、国民に安全な生活を提供する。

(2) 社会的支援が必要な者に関する業務

新型インフルエンザ等の流行により、要介護者や障害者等へのケアが不十分となることが想定される。地方公共団体において、老人保健福祉事業及び介護保険事業、障害者福祉事業が適切に運営されるよう、厚生労働省においては、地方公共団体への支援・調整等を強化する。

(3) 労働基準・安全衛生に関する業務

新型インフルエンザ等発生時には労働基準法、労働安全衛生法等に関する疑義照会等が多数想定されることから、新型インフルエンザ等発生時の対応を適切に行う。

(4) その他公衆衛生の維持

新型インフルエンザ等の発生により、多数の死者が出た場合、適切な埋火葬体制を維持すべく、地方公共団体への支援を行う。

(5) 事業者等への支援

新型インフルエンザ等の発生による雇用経済情勢の悪化により、雇用対策の一環として事業者等への支援が必要となる場合において、助成金の支給等関連業務の増加が見込まれることから、これらの業務を拡充するとともに、必要な体制を強化する。

4.1.13 その他

(1) 法令関係業務

新型インフルエンザ等対策を行うために、緊急の法令等の制定、改廃、施行の業務を行う必要が生じる可能性があることから、新型インフルエンザ等発生時においても継続することとし、必要に応じて強化をする。

(2) 国会対応・予算対応

国会対応、予算対応についても、不要不急なものについては、中断・延期されることが想定されるが、新型インフルエンザ等対策を行うために、法律及び予算面で迅速に対応することが必要となる場合には、感染対策を十分に講じた上で、対応や体制の強化を図る必要が生じ得る。

4.2 一般継続業務

一般継続業務については、状況を踏まえつつ、業務継続を基本とする。厚生労働省における一般継続業務は、下記のとおりである。

4.2.1 医療・保健

新型インフルエンザ等発生時にも、新型インフルエンザ等以外の疾患に感染した者に対し、医療を継続することが必要である。新型インフルエンザ等の発生により、医療機関への患者が急増することが予想されるが、そうした中においても、混乱が生じないように事態を把握し、国民の生命・健康の維持を図る。

特に、一定期間の縮小が困難な医療については、継続的な診療体制を整備するようあらかじめ都道府県等への指導をするとともに、新型インフルエンザ等発生時において関係機関との連絡調整を図る。具体的には、周産期医療、人工透析医療及び難病患者等医療(人工呼吸器等を使用している在宅の難病患者その他特殊な医療を必要とする患者に対する医療)の確保について、関係団体とも必要に応じ調整等を行うとともに、都道府県に対して助言・支援を行う。

また、新型インフルエンザ等発生時においても、保険診療の継続を確保するため、保険者や実施期間・審査支払機関との連携の下、マイナ保険証の利用環境の整備、資格確認書の発行や、診療報酬の迅速な審査・支払の確保を図る。

なお、医薬品等の副作用に係る情報の収集、評価等についても、継続して行うことにより、副作用被害の発生を最小限とするよう、製造販売者等に対する指導を行う。

4.2.2 生活衛生

食品衛生等の確保

新型インフルエンザ等発生時においても、食品の安全を確保するよう、引き続き検疫所において輸入食品に対する監視指導を行うとともに、生活衛生関係営業の衛生水準を確保するため、地方公共団体を通じて生活衛生関連事業者等への指導・支

援に努める。不特定多数の人が集まる店舗等については、適切に事業自粛に努めるよう指導を行う。

4.2.3 麻薬等の取締り

新型インフルエンザ等発生時においても、麻薬等の取締りを行い、治安の維持に努める。また、毒物劇物による災害が発生しないよう、関連施設等への指導を行う。

4.2.4 社会福祉・社会保険関連業務

年金、生活保護等の支給業務については、受給者の生活維持に直結することや、支給期日又は支給月が法令によって定められていることから、新型インフルエンザ等発生時においても継続して業務を行う。

4.2.5 労働・雇用

(1) 労働者の権利と安全衛生の確保に関する業務

新型インフルエンザ等発生時においても、労働者の権利と安全衛生の確保に必要な業務については、継続して行う。労災保険の支給業務については、支給が遅れることは受給者の生活維持に直結することから、新型インフルエンザ等発生時においてもできる限り継続して業務を行う。また、業務で罹患した労働者の労災認定を適切に判断する等労災保険制度が的確に運営されるよう努める。

(2) 雇用保険に関する業務

新型インフルエンザ等発生時、経済活動が大きく低下すると、雇用需要が減少し、失業者が増加することが想定される。失業等給付の支給業務については、支給が遅れることは受給者の生活維持に直結することから、新型インフルエンザ等発生時においてもできる限り継続して業務を行う。

(3) 災害救助・救援対策に関する業務

新型インフルエンザ等発生時に地震や風水害等の大規模災害等が発生することとも想定されるため、こうした場合において適切に応急業務等が遂行できるよう努める。

4.2.6 組織体制維持に必要な業務

(1) 課室の運営(組織運営)に必要な業務

組織体制を維持するために、継続することが必要な業務としては、新型インフルエンザ等発生時継続業務を支援する以下の業務がある。

- ・ 発生時継続業務を継続するための業務(予算、経理、文書管理、庶務)
- ・ 物品購入、契約(新型インフルエンザ等対策実施に係る物品購入、契約等)
- ・ 庁舎維持(メンテナンス、空調等)、ネットワーク維持、廃棄物処理

- ・意思決定者支援
- ・法令等関連業務(新型インフルエンザ等に係るものを除く。)

(2) 職員の健康管理、生活維持に係る業務

新型インフルエンザ等発生時においても、職員の生活や、生命・健康を守るために、次のような業務は継続することが必要である。

- ・給与の支給業務
- ・診療所の運営 等

4.3 縮小業務

中長期的な施策の検討に関する業務や、新型インフルエンザ等の流行による社会・経済の停滞の中で、行政サービスに対する需要が減少すると見込まれる業務等、縮小が可能な業務については、状況を踏まえつつ、初動期から段階的にその規模を縮小し、発生時継続業務に必要な人員を確保することを検討する。なお、感染症への対応が中長期に及ぶ場合、業務を縮小し続けることで他の業務に影響が出る可能性も考慮し、必要に応じて縮小業務の見直しを行う。(4.4中断業務においても同様。)

4.3.1 中長期的な業務

中長期的な施策の企画、立案、調整や、調査研究の分析、各種報告書の作成等の業務は、人員体制を縮小して行うこととし、状況に応じて交代での勤務やテレワークでの対応を検討する。

4.3.2 需要減少等により縮小する業務

(1) 法令の改廃、予算の編成、国会对応等の業務

新型インフルエンザ等関係以外の法令の改廃、予算の編成等の業務については、これらの法令、予算等に関連する行政サービスに対する社会的な需要が減退すると見込まれることから、一般継続業務に分類されるものを除き、人員体制を縮小して行うこととする。

なお、地方公共団体等への補助金等の執行業務については、地方公共団体等を通じて行われている各種国民生活等に関わる業務等に支障が生じないように留意しつつ行う。

(2) 文書管理、広報、広聴、調査統計等の業務

新型インフルエンザ等関係以外の文書管理、広報、広聴等に関する業務については、必要なものには対応できる体制を確保した上で縮小する。また、調査統計等、情報収集に関する業務については、統計等の継続性を損なわない範囲で縮小する。

(3) 情報公開請求、審査請求、行政処分、許認可等に関する業務

情報公開請求、審査請求、行政処分、許認可等に関する業務については、その請求件数等の減少が見込まれることから、人員体制を縮小して行うこととする。

(4) 訴訟

行政訴訟、国家賠償訴訟等の訴訟業務については、裁判を行うことで不特定多数の者が集まる必要があり、新型インフルエンザ等の感染拡大の機会となるおそれがあることから、裁判所、原告側と協議の上、期日を延期する等の措置を行う。

4.4 中断業務

行政サービスのうち、延期することとしても国民の健康、財産等に直ちに影響を与えるおそれが少ないもの、水際対策の観点から延期することが望ましい国際関連業務、新型インフルエンザ等の感染機会となるおそれのある会議等の業務等、中断が可能なものについては、その状況を十分に踏まえながら、特に国内で感染が拡大・まん延している状況では、感染の拡大が収まるまで業務を中断することを検討する。

(1) 関係機関等への指導・監査等

新型インフルエンザ等対策に関係しない指導・監査の延期を通告し、業務を中断する。

(2) 頻度の低い調査・統計

統計の継続性を担保する必要のないもの（特別調査等）については、業務を中断又は延期する。

(3) 海外出張、国際会議等の国際関連業務

水際対策の観点からも、新型インフルエンザ等対策に関係しない国際関連業務については、相手国と調整し、中断又は延期する。中断又は延期が困難な場合は、オンライン会議や電子メールの活用等代替手段を検討する。

(4) 会議、式典等不特定多数の者が集まる業務

会議、式典等には不特定多数の者が集まることとなり、新型インフルエンザ等の感染拡大の機会となるおそれがあることから、積極的に中断又は延期する。中断又は延期が困難な場合は、オンライン会議や電子メールの活用等代替手段を検討する。

a. 強化・拡充対策業務の分類

業務の種類	業務番号	業務内容	必要な対応等
① 実施体制と情報収集			
危機管理体制	1	・ 新型インフルエンザ等発生時の対策本部設置及び維持	
情報収集と 関係機関との連携	2	・ 新型インフルエンザ等に関する情報収集	
	3	・ 国内外の関係機関及び地方公共団体との連携	
② サーベイランス			
サーベイランス業務	4	・ 当該感染症の原因となるウイルス等の特性の把握するための 疑似症サーベイランス、積極的疫学調査(必要に応じて)	
	5	・ 検査実施機関等への技術支援	
	6	・ 各種データの収集・分析と公表	
③ 予防・まん延防止			
水際対策	7	・ 検疫強化	
感染対策	8	・ 個人でできる感染対策の徹底	
	9	・ 社会福祉施設・各種在宅サービス事業者等への適切な指導	
	10	・ 独立行政法人施設等への適切な指導	
	11	・ その他集会・活動の自粛要請	
	12	・ 新型インフルエンザワクチンに関する業務	
④ 医療			
医療体制の 確保・維持	13	・ 医療の確保	
	14	・ 医療機関への必要な指導、連絡調整等	
検査体制の確保・維持	15	・ 検査施設等への適切な指導	
医薬品・医療資器等 の安定供給	16	・ 医薬品の開発・審査・供給に関する体制の強化	
	17	・ 医療資器材の安定供給	
⑤ 情報提供・共有			
新型インフルエンザ等 に関する情報提供・共有	18	・ 関係機関、国民一般への情報提供・共有	
⑥ 社会・経済機能の維持			
	19	・ 国民生活を維持するための関係機関(地方市分局及び地方公共 団体等)への適切な指導	
⑦ その他			
	20	・ 法令等(新型インフルエンザ等関連)の制定・改廃・施行等	
	21	・ 国会対応・予算対応(新型インフルエンザ等関連)	

b. 一般継続業務の分類(新型インフルエンザ等関連業務以外)

業務の種類	業務番号	業務内容	必要な対応等
① 最低限の国民生活の維持に必要な業務			
国民の生活を支える業務	22	・食料・生活必需品等の物資支援	
	23	・支給関連業務(医療・年金・生活保護・失業手当等)	
	24	・雇用確保	
	25	・要援護者対策医療の確保	
医療の確保	26	・医療の確保(新型インフルエンザ等関連以外)	
健康危機管理・事故対応	27	・健康危機管理に関する業務(新型インフルエンザ等関連以外)	
治安維持	28	・麻薬等取締り等	
その他	29	・その他縮小又は中断不可能な業務	
② 組織体制維持に必要な業務			
組織の機能を支える業務	30	・庁舎管理(メンテナンス、空調、ネットワーク管理等)	
	31	・職員の勤務管理(業務継続計画の実行)	
職員の生活と健康を支える業務	32	・給与・手当の支給、保険等	
	33	・職員の安全・衛生に関わる業務(検診等、中長期的な対応が可能な業務を除く。)	

c. 縮小業務の分類(新型インフルエンザ等関連業務以外)

業務の種類	業務番号	業務内容	必要な対応等
中長期的な業務(一定期間縮小可能な業務)	34	・ 施策の企画・立案・調整、 調査研究の分析等	・ 在宅勤務も検討
	35	・ 白書・各種報告書作成	
需要が減少するため業務縮小できるもの (事前の連絡調整により縮小可能なもの)	36	・ 法令等の制定・改廃・施行等	・ 必要なものには対応
	37	・ 国会対応等	・ 必要なものには対応
	38	・ 予算・決算、経理、契約等	・ 必要なものには対応
	39	・ 文書管理、庶務等	・ 必要なものには対応
	40	・ 情報公開請求・審査請求等	・ 必要なものには対応
	41	・ 広報・広聴	・ 必要なものには対応
	42	・ 調査・統計(月報統計)	・ 延期ができるものは中断
	43	・ 許認可業務	・ 免許交付・更新等は中断
	44	・ 訴訟	・ 裁判の実施等については 延期等の対応
	45	・ 行政処分	・ 必要なものには対応
	46	・ 人事	・ 必要なものには対応
	47	・ 省内における その他必要な連絡調整等	・ 必要なものには対応
	48	・ 省外(特例民法法人以外)における その他必要な連絡調整等	・ あらかじめ関係者に周知する 公益法人関連業務は中断
	49	・ その他(新型インフルエンザ等、一般 継続業務、中断業務に属さない業務)	

d. 中断業務の分類(新型インフルエンザ等関連業務以外)

業務の種類	業務番号	業務内容	必要な対応等
① 以下の業務であって不要不急のもの			
対外的な業務のうち、延期が可能なもの	50	・ 指導・監査等	・ 扱いについて検討し、周知
	51	・ 許認可業務(免許交付・更新等)	・ 扱いについて検討し、周知
	52	・ 調査・統計(月報より頻度の低いもの)	・ 扱いについて検討し、周知
	53	・ 普及啓発活動	
	54	・ 福利厚生(保険・給付業務以外)	・ 職員に周知
	55	・ 国際関連業務(緊急案件を除く。)	・ 扱いについて検討し、周知
	56	・ 特例民法法人関連業務(緊急案件を除く。)	・ 扱いについて検討し、周知
	57	・ その他(不要不急のもの)	
② 感染防止のために積極的に中止する業務			
公共交通機関を利用する必要がある業務	58	・ 遠隔地への各種出張	・ 延期(やむをえず出張しなければならない場合の対応を検討)
人を集める業務	59	・ 遠隔地への各種出張	・ 扱いについて検討し、周知
	60	・ 栄典・表彰・式典等	・ 延期(又は、オンライン会議等)
	61	・ 会議(審議会、検討会等)の開催	・ 延期(又は、遠隔研修等)
	62	・ 研修・講演等の開催	・ 延期(延期における対応検討必要)
	63	・ 資格試験の実施	・ 臨時休館について周知

第5章 業務継続のための執務体制

5.1 新型インフルエンザ等発生時の執務体制

5.1.1 指揮命令系統の確保

新型インフルエンザ等発生時に、業務上の意思決定者である幹部・管理職の機能が途絶することのないよう、代決権の確保等の措置を講ずる。

まず、発生時継続業務に携わる幹部・管理職については、感染防止対策を講ずることはもちろんのこと、当該幹部が罹患し、職務執行が難しくなった場合を想定し、各課室及び部局において次の事項について検討する。

<検討事項>

- ・権限者の罹患に備えて、代行者を指名しておく²。
- ・権限者と代行者が同時罹患しないよう、同時同場所の勤務を避ける。等

5.1.2 初動期から対応期の体制

厚生労働省対策本部が設置される際、感染症対策部内外の職員を確保すること、対策本部における初動体制を構築する。

その後、順次体制を拡充して対応期の体制を確保し、業務の状況に応じた柔軟な体制運用を図ることとする。

初動要員は、新型インフルエンザ等発生時(初動期～対応期)において、政府行動計画に記載されている業務(各担当部局で行うべきものを除く。)を、所掌担当部局と調整の上、対策本部の指揮下で活動する。

5.1.3 他府省庁からの応援職員

物資や予防接種に関する業務等の急増により、厚生労働省の職員のみで業務を継続することが困難となった場合には、政府行動計画や中央省庁業務継続ガイドラインにおいて厚生労働省の体制強化のため他府省庁から応援職員を収集するとしており、必要な業務や人員や業務を整理の上、他府省庁に応援職員の派遣を依頼することを検討する。

5.1.4 発生時の人事制度

新型インフルエンザ等発生時、職員は弾力的な執務体制をとることになる。

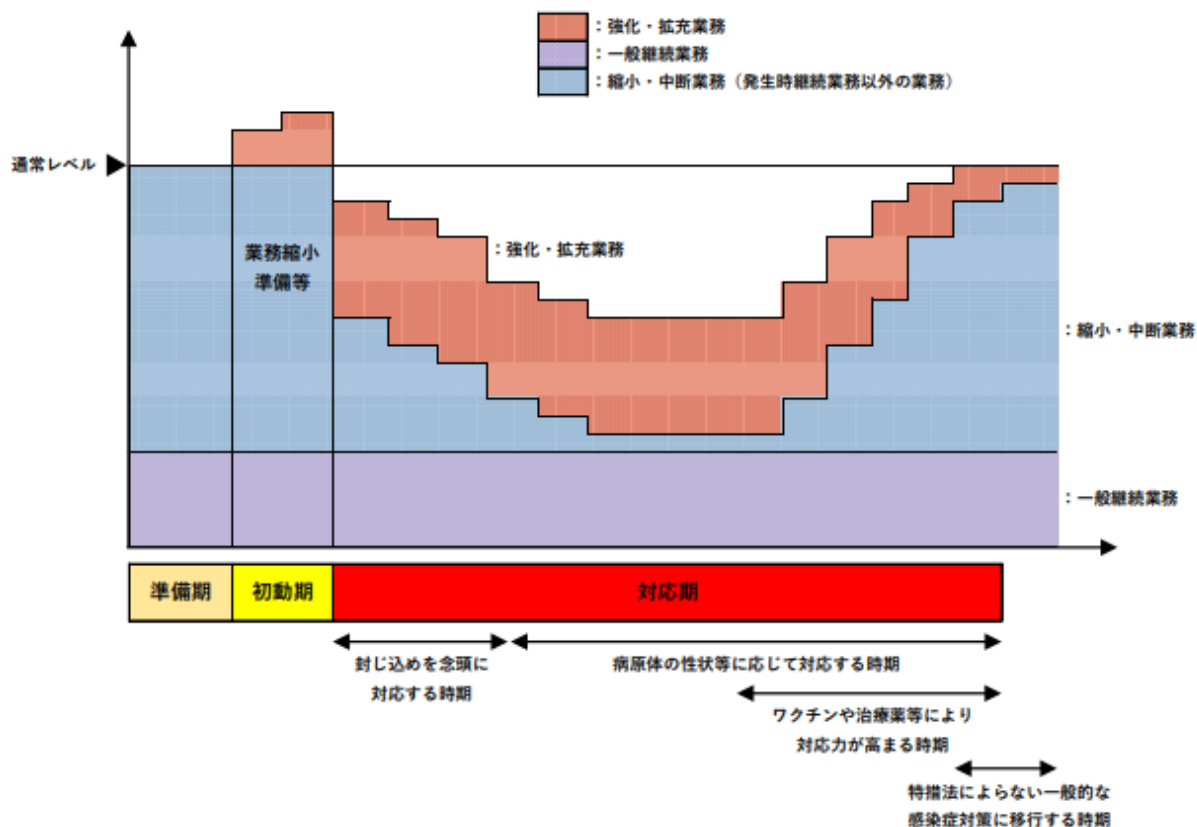
人員計画の作成の際、発生時継続業務について、部署間応援やスプリットチーム(班交代制)の編成等の実施を検討する。さらに、厚生労働省全体の体制維持のため、厚生労働省対策本部と大臣官房人事課が連携し、弾力的な執務体制を敷くための人事制度の運用について検討する。

² 厚生労働省業務継続計画(首都直下地震編)において、あらかじめ権限委任が定められているため、本計画の権限委譲の順位はこれに準ずる。

5.2 人員計画等の作成

実際に新型インフルエンザ等が発生した場合に本計画が有効に機能するためには、各業務で必要となる人員数や事業者名が特定される具体的な形式により、人員計画や物資調達計画等を策定しておくことが必要である。以下に、それぞれの業務に関して必要となる人員、物資等(必要資源)の整理方法を示す。

図1 新型インフルエンザ等発生時の事業継続の時系列イメージ



5.2.1 継続業務に必要な職員の抽出

人員計画は、課室・係単位で通勤時や勤務時の感染リスクの低減や勤務体制の工夫を含めて検討する。その際、学校、保育施設等の臨時休業や一部の福祉サービスの不足により、出勤困難となる可能性のある職員を具体的に把握し、それを織り込んだ上で作成する。また、最大 40%の欠勤率を想定し、強化・拡充業務について業務量が増加しても全体が機能するような計画とする。

具体的には、省内のすべての部局について、現状人数、発生後のピーク時に現状業務を継続する最低人数及び発生後の強化・拡充業務を含めた業務維持に必要な人数を整理する。

なお、新型インフルエンザ等の場合には、被害が長期間にわたる可能性があり、不確実性が高いことから、復旧時間の目標等を設定することは難しい。このため、感染症の感染拡大状況により柔軟に人員計画を検討する必要がある点に留意する。

＜現時点での試算＞³

A 現状人数	約 4, 400 人
B 発生後、ピーク時に現状業務を継続する最低人数	約 2, 100 人
C 発生後、新型インフルエンザ等対策業務に従事する人数	約 500 人
$(B + C) / A = \text{約 } 59\%$	

※ 実際の新型インフルエンザ等発生時には、発生の状況や行政ニーズの実情等を踏まえながら弾力的に判断していくこととするもの。

(1) 業務の代替可能性の整理

まず、発生時継続業務について、当該業務を実施するための専門知識が必要な業務(特別な資格や技能を要する業務等)を洗い出し、可能な限り代替性を高めるための方策を講じる。

しかし、このような対策を講じることが困難であり、当該職員の代替可能性が低い場合は、感染の機会を避けるため、一定期間庁舎内や近隣施設に泊まり込むことや、在宅等で業務を実施できる方策も検討する。その際、宿泊する職員のため、生活に必要な物資(食料品、生活必需品等)の備蓄や調達方法、IT技術の活用についても検討する必要がある。

＜代替可能性を高めるための方策の例＞

- ・ スキルの標準化：マニュアル等の作成
- ・ 代替要員の確保：同等のスキル保持者のリストアップ、過去の業務経験者のリストアップ、教育訓練

(2) 出勤に支障が生じる可能性の整理

課室ごとに新型インフルエンザ等発生時に出勤困難となる可能性とその理由を把握する。

＜職員の出勤が困難となる原因の例＞

- ・ 同居者等の状況：共働き世帯であり年少の子どもや介護が必要な高齢者が同居している
- ・ 通勤：満員電車や満員バスを使わない出勤が無理である
- ・ 体質等：ぜんそく等の慢性疾患を有しており、新型インフルエンザ等発生時にも病院に行くことが不可避

(3) 執務方法の検討

職員の感染リスクを下げるため、勤務方法、通勤方法、執務室を検討するとともに、宿泊施設を確保する。

³ 令和7年3月時点での人員・業務で推計

①勤務方法

本省庁舎以外での勤務の可能性について検討する。なお、感染症の拡大防止等の対応を採る必要がある場合等、職員の希望・申告がなくても職務命令により職員にテレワーク等を実施させることも検討する。

<勤務方法変更の例>

- ・ テレワーク
- ・ 最寄り出先機関での勤務
- ・ 班交代制勤務(スプリットチーム制)

②通勤方法

本省庁舎又は最寄り出先機関で勤務する職員に対して、通勤時における感染リスクを低減するため、次のような出勤方法を検討する。その際、出勤時間等に関する規則の見直しの必要性についても確認する。

<通勤方法変更の例>

- ・ 自転車、徒歩、オートバイ等による出勤
- ・ フレックスタイム制、早出遅出勤務の活用による時差出勤(満員電車を避けることができる時間帯での勤務)

③執務室

課室ごとに執務室の変更について検討する。

<執務室の変更の例>

- ・ 勤務者が通常通り/増加する課室(新型インフルエンザ等対策業務に関わる課室)：会議室等を執務室に使用し対人距離を確保する
- ・ 勤務者が通常の半減以下の課室：一人おきに着席することで対人距離を確保する

④宿泊施設

業務上、省内及び周辺施設での宿泊が必要な職員向けの宿泊施設・設備の確保に努める。

<宿泊施設・設備の例>

- ・ レクリエーション室や省内会議室の利用
- ・ 簡易宿泊施設の設置
- ・ 近隣の宿泊施設等の利用

(4) 職員ごとの執務方法の割当て

各課室の長は、すべての職員について執務方法を割り当て、勤務シフト表を作成

する。勤務シフト表は、職員の出勤率(本省庁舎)が仮に 60%になった場合(=最大 40%の欠勤率)を想定して作成し、被害がそれ以下になった場合等についても対処方法を記載する。

なお、勤務時間等の割振り等については、人事院との協議が必要な場合もあることから、事前に人事課と相談する。

表 2 職員の勤務区分

区分	内容	備考
I	本省勤務+近隣宿泊	スプリットチーム制を布く(例えば 1 週間ごと)。
II	本省勤務+通勤方法変更	自転車や徒歩、時差出勤等
III	最寄り出先機関で勤務	
IV	テレワーク	

5.3 出勤可否の確認と人員計画の運用

新型インフルエンザ等発生時、職員の出勤可否の確認を行いつつ、弾力的に人員計画を運用する。

5.3.1 安否確認

各課室の出勤可否の確認の責任者は、職員からメール又は災害時の安否確認サービス等を活用して出勤可否の確認等を報告させる。

各課室の出勤可否の確認の責任者は、結果を部局の窓口職員に登録する。部局の窓口職員は、人事課の窓口職員に登録する。各課室の出勤可否の確認の責任者、部局の窓口職員、人事課の窓口職員については、あらかじめ代理の者も指定しておく。

5.3.2 人員計画の運用

各課室の長は、人員計画に基づき当面の職員勤務シフトを決定する(概ね 1 週間ごと)。その際、安否確認の結果及び業務の状況に基づき弾力的に調整する。

各課室の長は、人員の過不足を確認し、必要に応じて、部局総務課あるいは官房人事課の協力を得て、部局内あるいは省内で職員勤務の相互調整を行う。この場合において、他の部署から派遣され応援を行う職員や、他の部署の応援に行く職員の氏名をリスト化する。

5.3.3 通常の執務体制への復帰

政府対策本部が廃止され、特措法によらない基本的な感染症対策に移行した場合には、通常の執務体制に速やかに復帰する。

5.3.4 人員計画の円滑な実施

人員計画を円滑に実施するため、新型インフルエンザ等発生時の職員及びその同居者等の感染状況、職員の出勤状況等を速やかに把握するための具体的手順、職員の症状別の対応と人事制度上の取扱い(病気休暇の取得、在宅勤務・自宅待機の命令等)等を整理する(表3)。

人員計画の実施に当たっては、業務継続計画の発動期間中、少ない人員で業務を行わざるを得なくなることから、長時間労働による過労や精神的ストレスにより職員が健康を害することにならないよう配慮する。

表3 職員の症状別の対応と人事制度上の取扱い

症状の有無	患者との濃厚接触歴	一般に要請される行動	業務内容	職員の対応	人事制度上の取扱い	備考 (法令上の規定、行動計画等の記述)
新型インフルエンザ様症状有り	—	入院又は自宅療養 (検疫時においては隔離、停留又は宿泊施設待機要請)	すべての業務	病気休暇取得	インフルエンザ様症状がある場合、病気休暇を取得(症状を有しているにも関わらず病気休暇を取得せず、出勤しようとする職員に対しては、臨時の健康診断を受診させる)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)第44条の3に基づき、都道府県知事等が外出自粛要請。なお、新型インフルエンザ患者(無症状病原体保有者及び当該感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由のある疑似症患者を含む。)となった際は、感染症法第19条に基づき、都道府県知事等が入院勧告(措置)を行う。(検疫時においては、検疫法第14条第1項第1号に基づき隔離、検疫法第14条第1項第2号に基づき停留又は検疫法第16条の2第1項に基づき宿泊施設待機要請)
新型インフルエンザ様症状無し	患者との対話ができる距離での接触有(濃厚接触者)(検疫時においては発生国・地域の滞在歴を含む。)	外出自粛 (検疫時においては健康監視、停留又は居宅等又は宿泊施設待機要請)	すべての業務	特別休暇取得	—	感染症法第44条の3、政府行動計画等に基づき、国や都道府県が外出自粛要請。 (検疫時においては、検疫法第18条及び感染症法第15条の3に基づき健康監視、検疫法第14条第1項第2号に基づき停留又は検疫法第16条の2第2項に基づき居宅等又は宿泊施設待機要請)
	なし	外出規制	縮小・中断業務 (発生時)	職務命令による在宅勤務又	—	国や都道府県は、政府行動計画に基づき、国民に外出自粛要請を行うとともに、不要不急の業務の収縮・中断を要請。

新型インフルエンザ様症状無し			継続業務への応援等)	は職場勤務		
			発生時継続業務	職務命令による在宅勤務又は職場勤務	—	国や都道府県は、政府行動計画等に基づき、国民に外出自粛要請を行うとともに、社会機能の維持に関わる業務の継続を要請。
	—	学校・保育施設、在宅介護サービス(通所施設等)の休業等への対応	すべての業務	年次休暇取得等又は職務命令による在宅勤務	—	学校、保育士施設、通所施設の臨時休業については、政府行動計画等に基づき、国や都道府県が要請。

第6章 業務継続のための執務環境の確保

6.1 庁舎・設備

業務を継続するためには、庁舎管理や警備、清掃・消毒業務、各種設備の点検・修理、消耗品の供給等、新型インフルエンザ等発生時においても、継続して確保することが必要な物資・サービスが存在する。このため、業務の継続に不可欠な物資・サービスをリストアップし、委託業者等と調整するとともに、物資については計画的な備蓄に努める。

○庁舎・電力

庁舎管理や警備、清掃・消毒業務、各種設備の点検・修理等が新型インフルエンザ等発生時においても継続して確保されるよう努める。

○備蓄

厚生労働省は、首都直下地震等に備えて、食料、水、簡易トイレを備蓄している。加えて、新型インフルエンザ等の発生に備え、職員及び来訪者の感染防止に必要な物資・資材の備蓄に努める。

- ・ 不織布製マスク
- ・ 手指消毒用アルコール製剤
- ・ フタ付きゴミ箱
- ・ ゴム手袋

○庁舎内食堂・売店等からの食料等の提供

庁舎内で営業する食堂や売店等に対して、可能な限り営業の継続を要請する。

○給排水・空調・エレベータ機能

給排水・空調・エレベータ機能が維持されるよう努める。

○什器・事務用品等

○A機器の保守業務や消耗品の調達等が継続されるよう努める。

○仮眠室

レクリエーション室及び省内会議室を宿泊勤務職員の仮眠用に提供できるよう準備を行う。

- ・ 仮眠資材(簡易ベッド、毛布等)を備蓄
- ・ 感染防止のための仕切り板設置の検討

また、それらの物資・サービスを提供する事業者を洗い出し、事業継続に向けた協力を要請する。当該事業者自体の事業継続が難しいと判断される場合には、代替策について検討を行う。具体的には次の業種が想定される。

- ・ 診療所
- ・ 食堂、売店等
- ・ 庁舎維持(メンテナンス、空調等)、廃棄物処理 等

新型インフルエンザ等の発生期間に出勤する職員分の食料の備蓄をすることは困難であると考えられる。そのため、庁舎内で営業する食堂や売店等については、可能な限り営業の継続を要請する。

6.2 通信

6.2.1 電話設備

電話交換業務⁴及び設備保守業務⁵の継続について調整しておく。新型インフルエンザ等に関する外部からの照会が多く寄せられる可能性があることから、新型インフルエンザ等においては、特設のコールセンターの設置等についても速やかに検討する。

また、携帯電話等の活用による回線の確保等、地方公共団体等との緊急連絡手段が確保されるよう留意する。

6.2.2 厚生労働省総合情報ネットワークシステム

感染拡大によるオペレータ、受託事業者の庁舎内常駐者、故障が発生した場合のメンテナンスサービス等の不足等が心配されるため、稼動可能性の有無やバックアップシステム等について検討する。

国民の不安の高まりに伴う厚生労働省ホームページ閲覧数の増加や、職員のテレワーク等の利用に伴い、システムへの負荷の増加が想定されるため、システム障害等を発生させないための方策や、情報通信速度やセキュリティ面についても確認しておく。

6.3 診療所

共済組合が運営する病院・診療所においても、業務継続計画を策定し、新型インフルエンザ等発生時の診療方針及び体制を明確にし、感染症対策物資等の確保に努める

⁴ 一定期間庁舎内に泊まり込むこととなった場合における電話交換業務はＩＶＲ(自動電話転送等)装置及び音声ガイダンスによる各部局直通電話番号の案内のみとし、交換手による電話交換業務は行えない。

⁵ 通常時、勤務時間内は保守業者が常駐している。

6。

新型インフルエンザ等の患者（発熱等、インフルエンザ等様症状の者）を診療する方法について検討する。新型インフルエンザ等の患者と患者以外の者の動線を分け、診療所で感染拡大することを防止する。（動線を分ける方法としては、物理的に分ける方法のほか、診療時間帯を分けること等が考えられる。）

第7章 感染対策の徹底

新型インフルエンザ等発生時に庁舎内における感染拡大を防止し、発生時継続業務を適切に実施・継続するため、新型インフルエンザ等に関する基本的な知識を職員及びその同居者等に周知・徹底するとともに、職場における感染防止策を実施する。

交代での勤務等感染リスクを低減させるための勤務体制を工夫する。新型インフルエンザ等様症状のある職員で入院措置がなされない者については、外出自粛を徹底する。

さらに、新型インフルエンザ等に感染した場合には、発症前からウイルスを排出する可能性があり、同居者等に罹患者がいる職員や職場等で患者と対面で会話や挨拶等の接触があった濃厚接触者は、外出自粛要請がなされることとなる。このため、濃厚接触者に対し人事院規則 15-14 第22条第1項第17号に基づく特別休暇の取得を認め、必要に応じテレワークを命ずることを検討する。また、感染拡大の状況に応じ、新型インフルエンザ等様症状のある職員及び濃厚接触者以外の職員に対し、感染拡大防止の観点から、テレワークを命じる場合がある。

7.1 入館管理

時期区分に応じて、次の入館管理計画を実行する。

表4 入館管理の方法

時期区分	実施内容
初動期	○職員に出勤前の体温測定を義務付ける。 （例えば、発熱、咳、全身倦怠感等の症状があり、新型インフルエンザ等発生国への渡航歴がある場合には、職場の管理者にその結果を連絡した上で、病気休暇を取得する。） ○発熱等の症状がある場合の病気休暇取得を要請する。
対応期（封じ込めを念頭に対応する時	○引き続き、職員に出勤前の体温測定を義務付ける。 （発熱等の症状がある場合には、都道府県等が設置する相談センタ

⁶ 都道府県（二次医療圏）の医療体制を確認の上、感染拡大時に抗インフルエンザウイルス薬等の医薬品が適切に流通されるよう、留意する。（現在の流通ルートでは、二次医療圏ごとにワクチン卸を通じて流通することを想定しているため）

期)	一に相談した上、その結果を連絡させることとし、職場の管理者は、必要に応じ、病気休暇を取得させる。) ○適宜、出勤時の問診又は体温測定を行う。 ○東京都及び隣県で感染者が出た場合は、感染状況を見つつ、必要に応じて来訪者の庁舎内への入場制限を開始する。 ・庁舎の入口及びホームページに、入場制限をしている旨掲示する。 ・発熱等の症状を有する者の入館を認めない。 (来訪者の発熱の有無を問診による自己申告で確認する。) ・来訪者の執務室内の入場を原則禁止とする。(会議室等に入場を限定) ・来訪者へのマスク着用を促す。 ○出勤方法の見直し ・公共交通機関を用いない方法(自転車、徒歩等)による出勤の検討(第5章を参照) ・公共交通機関を用いて出勤せざるを得ない場合、マスク着用等の咳エチケットの実施を促す。
----	--

7.2 庁舎内の感染防止策

時期区分に応じて、庁舎内において、感染防止策を実行する。

表5 感染防止策

時期区分	実施内容
初動期	○速乾性アルコール製剤、マスク等の備蓄品の配置・配付準備をする。 ○フタ付きの専用ゴミ箱を、各フロアに設置する。 ・鼻汁や痰等を含んだティッシュは、必ず専用ゴミ箱に捨てる。 ・専用ゴミ箱にはビニール袋等を仕込み、廃棄時に直ぐ封ができるようにしておく。
対応期(封じ込めを念頭に対応する時期)	○手洗い・手指消毒 ・職員及び来訪者に対して、定期的な手洗い・手指消毒を促す。 ・庁舎の出入口及びエレベーターホールに速乾性アルコール製剤を設置する。 ○マスク着用の促進 ・職員に対して、マスク着用を促す。(厚労省本省内業務において、他者と1～2mの距離を置くことは困難であると想定) ・何らかの理由で自らのマスクを持っていない職員に対しては、必要に応じ、備蓄しておいたマスクを配布する。 ○対人距離の確保

	・出勤職員の多い課室は会議室の使用を検討し、出勤職員の少ない執務室では一人おきに着席する等して職員間の対人距離を確保する。(第5章を参照) ・対面での相談や説明が必ずしも必要ではない会議については、電話やメール、オンライン形式等を活用する。 ○執務室内の換気 ・換気が可能な執務室において、2時間毎に換気する。 ・必要に応じてCO2センサー等を使用して、必要な換気量を確保する。 ○出勤職員の食事の摂り方 ・食事のため外出することは、感染の機会を増やすため極力避ける。 ・食堂については、一定の時間帯に職員が集中しないよう、食事時間に時差制を導入、座席配置の工夫、パーテーションの設置等による飛沫感染リスクの低減等を実施する。 ○執務室の清掃・消毒 ・通常の清掃に加えて、水と洗剤を用いて、特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベータの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところを拭き取り清掃する。 ・最低1日1回は行い、消毒や清掃を行った時間を記し、掲示する。 ○ゴミの処理 ・フタ付きの専用ゴミ箱に溜まったゴミは、ビニール袋等に封をし、一般の事業者ゴミとして廃棄する。
--	--

7.2.1 職場で発症者が出た場合の措置

(1) 省内における発症者への対応

省内で新型インフルエンザ等の罹患が疑われる症状のある職員が出た場合の対応方法(対応者、対応場所、対応手順)についてあらかじめ取り決めておく。

ただし、多くの発症者が庁舎内で発生した場合、以下のような対応が必要になり、省内の業務が増大することが想定されることから、発熱等の症状があった場合、罹患患者との濃厚接触をした場合は外出自粛をすることが重要である点も、併せて教育する。

①発症者への対応

- ・発症者を会議室等の別室に移動させ、他者との接触を防ぐ。
- ・通常、職員本人やその家族からの連絡が想定されるが、それらが困難な場合には、作業班員(个人防护具を装着、庁舎ごとにあらかじめ指名し、个人防护具の装着訓練等を行う。)が、都道府県が設置する相談センターに連絡する。
- ・基本的に、公共交通機関は利用しない。
- ・帰国者・接触者相談センターから今後の治療方針(搬送先や搬送方法等)について指示を受け、指示された医療機関に、社用車等で移動する。

②濃厚接触者の外出自粛等

- ・ 同じ職場の者等、発症者との濃厚接触者については、感染症法に基づく外出自粛等が保健所から要請されることになることから、保健所等の指示を踏まえ、濃厚接触者は特別休暇の取得を認め、必要に応じ、テレワークを命ずることを検討する。

③職場等の消毒

- ・ 作業班員は、職場内で発症者がした場合、飛沫が付着した可能性がある箇所を消毒する。消毒後は、その職場で勤務する。

(2) 海外勤務する職員等への対応

新型インフルエンザ等が発生した場合、海外勤務、海外出張する職員への感染を予防するため、必要に応じて、

- ・ 発生国・地域に駐在する職員に対して、現地における安全な滞在方法や退避の可能性について検討
 - ・ 発生国・地域への不要不急の出張について中止の検討・実施
- といった措置を講ずる。

第8章 業務継続計画の実施

8.1 業務継続計画の発動

厚生労働省は、国内外で新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部が設置された場合、内閣感染症危機管理統括庁と緊密な連携を図りつつ、厚生労働省対策本部等を設置して速やかに業務継続計画を発動し、あらかじめ定めておいた発生直後の人員体制等に移行する。

初動期では、発生した新型インフルエンザ等の重篤性、感染力等が不明である可能性が高いので、縮小・中断業務については、状況を見ながら縮小又は中断するのではなく、重篤な場合を想定して対応し、その後、状況を踏まえて縮小又は中断の見直しを検討する。

また、本計画の発動等に際しては、地方公共団体等、業務に関係する機関等に十分に周知等を図るものとする。

8.2 業務の縮小又は中断等の実施

あらかじめ定めた縮小・中断業務について、時期区分に応じて実行する。

表6 業務の縮小又は中断等の実行タイミング

時期区分	実施内容
初動期	○業務の絞り込み方針、特に縮小・中断する業務や縮小内容等について、関係機関等に周知し、縮小又は中断の準備を開始する。
対応期(封じ込めを 念頭に対応する時期)	○業務の絞り込み ・あらかじめ定めた縮小・中断業務について縮小又は中断する。 ○勤務時間・場所の見直し ・勤務場所の変更等が可能な場合は、あらかじめ定めた勤務場所に変更する。 ○業務方法の見直し ・不要不急の出張を中止する。 ・不要不急の会議の中止。(電子メール・電話の利用、ビデオ会議の導入等)

8.3 状況に応じた対応

事態の進展に応じ、計画に沿って、人員体制等を変更することとする。その際、業務遂行上生じた問題等について情報を集約し、必要な調整を行う。

新型インフルエンザ等が対応期に移行した場合、基本的には、速やかに業務継続計画に基づき、人員体制の変更(班交代制の活用、発生時継続業務への応援開始等)等を行うことになるが、その場合の具体的な要件、時期や手続きを整理しておく必要がある。なお、このような整理は、その後の状況に応じて人員体制等の変更を行う場合にも、同様に必要である。

例えば、感染した職員の多くは、治癒後に就業可能となることが想定されるが、第二波、第三波が来る可能性がある。この間にウイルスが大きく変異しなかった場合、一度感染すれば免疫ができるため、重症化しにくくなると考えられるが、この間にウイルスが大きく変異した場合、治癒した者も再度感染し、重症化するおそれがある。また、新型インフルエンザ等に感染したと考えられていた者が実は通常のインフルエンザに感染したにすぎず、免疫ができていない可能性もある。こうした可能性も考慮し、感染防止策を緩めることなく、第二波、第三波に備えた対応を検討する必要がある。

8.4 通常体制への復帰

政府対策本部が廃止され、特措法によらない基本的な感染症対策に移行した場合、基本的には、通常体制への移行を検討することになるが、地方支分部局等における移行のタイミングについては、地域的な流行状況等を踏まえ、あらかじめ検討しておく必要がある。

第9章 業務継続計画の公表、教育・訓練、見直し

9.1 公表・周知

本計画は速やかに公表し、必要に応じて説明を行う。さらに、国民及び事業者等に対して広報を行い、新型インフルエンザ等発生時には一部の業務を縮小又は中断せざるを得ないことについて理解を求める。

9.2 教育・訓練

本計画の実施については、感染症対策部の主導により、発生時継続業務に従事する職員に対し、新型インフルエンザ等発生時の対応について周知し、理解を求めるとともに、定期的に教育・訓練を行う。

特に、初動体制の整備及び庁舎内において発症者が出た場合の対応訓練等については、定期的に行うものとする。

9.3 見直し

本計画は、新型インフルエンザ等に関する新しい知見が得られた場合や、政府行動計画等の変更が行われた場合等、必要に応じて見直しを行う。